

見附市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第12号

見附市手数料条例の一部を改正する条例

見附市手数料条例（平成12年見附市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

「

6 法第79条の2第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 8,700円
7 法第115条の2第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 24,700円
8 法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 8,700円

」を

「

6 法第79条の2第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査（7の項第2号に掲げる場合に係る指定を併せて受けようとする場合を除く。）	1件につき 8,700円
7 法第115条の2第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査（介護予防支援事業と居宅介護支援事業を同一の事業所において規則で定めるところにより一体的	（1）次号に掲げる場合以外の場合については1件につき24,700円 （2）指定居宅介護支援事業者について介護予防支援

に運営するために、５の項に掲げる場合の指定を併せて受けようとする場合を除く。)	事業と居宅介護支援事業を同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に運営しようとする場合については１件につき８，７００円
８ 法第１１５条の３１において読み替えて準用する法第７０条の２第１項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査（介護予防支援事業と居宅介護支援事業を同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に運営する事業者が６の項の指定の更新を併せて受けようとする場合を除く。)	１件につき ８，７００円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。